

3-5 復職支援プログラムの概要

| 県市名 | 1. 対象者 | 2. 復職にあたっての受講義務の有無 | 3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む。) | 4. 実施時期 | 5. 受講者に対する公費による保険措置 | 6. 復職後の経過観察の内容 | 7. 復職後の経過観察の実施期間 |
|-----|--|--|---|---|---|--|---|
| 北海道 | 北海道教育委員会の任命に係る職員で、精神疾患による休職者 | 受講義務はない。ただし、復職に向けた健康診査では、職場復帰訓練の結果は、審査判定の重要な資料となる。 | 「職場復帰訓練」は治療行為の一環としての位置付けで、所属長は職員及びその家族と協議のうえ、主治医の指示に基づき、具体的内容について決定する。本人所属職場で実施し、本人を復帰後の職場環境、人間関係等に徐々に慣れさせるとともに、職場の受入体制を整える。 | 原則4～12週 | なし | 所属長は、適宜本人との面談を行い、健康状況や勤務状況等について把握するとともに、必要に応じて主治医や家族との連絡を行う。 | 復職3か月後の本人の勤務状況、療養状況等について、所属長から報告書を提出してもらったが、その後においても必要に応じて所属長は復職した職員と面談を行う。 |
| 青森県 | 精神性疾患により休職している県立学校職員及び県費負担教職員で、主治医の了承の下、試し出勤を希望する者 | なし | 職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に試し出勤が行われるように4段階とし、当該職員の状況に応じて定める。 実施場所は、原則として当該職員の所属する職場 | 原則として、4週間から8週間 | あり(公立学校共済組合負担) | なし | なし |
| 岩手県 | 本庁、教育機関等及び学校に勤務する教職員で、復帰訓練を希望する者 市町村立学校の教職員については、市町村教育委員会から依頼のあった者 | なし | ・訓練開始時期 復職の可否を審査する特別健康審査会の1か月程度前から実施し、職場復帰できる程度まで回復し、主治医の承認のもとに本人が希望したときに、本人及び家族等と協議し各課等の長が決定 ・実施場所 訓練を実施しようとする職員が所属する職場 ・実施内容 職場に慣れる訓練から始め、段階的に実際の職務に準ずる内容 ・訓練への支援体制 各課等の長は、本人の了解のもとに、家族、主治医、産業医、主任安全衛生管理者などの関係職員、機関と必要な情報提供等を行い連携して支援 | 原則として、6か月未満の病気休職中の者は2週間とし、休職中の者は4週間 ただし、訓練中の状況により訓練期間の延長、短縮や訓練内容の変更を行い又は中止することができ。 | 共済組合負担 ・障害保険 死亡:2,000万円 後遺障害:60～2,000万円 入院日額:7,500円 通院日額:5,000円 賠償責任保険 身体:10億円 対物:1,000万円 | 特別健康審査会の審査を経て復職した者を対象に、再発防止に向け復職支援相談を実施している。 (内容) 保健師が、復職者の所属する学校を訪問し、治療状況や健康状態・その他について健康相談を受けるとともに、所属長から復職後の観察状況を確認し、必要に応じ再発防止に向けた助言指導を行っている。 | 復職後3か月～半年を目途に復職支援相談を実施 |
| 宮城県 | 精神性疾患により休職をしている者のうち、プログラムの実施を希望する者 | なし | ・内容(教員の場合の例) 4段階で行っており、1段階の最初の1週間は半日の実施で職場に慣れることを目的とし、授業参観、給食・清掃指導などを行う。 2段階の2週目は児童生徒の在校時間帯で、1段階の内容に加え、TT方式でのT2での授業を行う。 3段階の3週目は児童生徒の在校時間帯で2段階の内容に加え、TT方式でのT1の授業を行う。 4段階の4週間は、フルタイムで通常勤務に近い内容とし、3段階の内容に加え、単独授業を行う。 ・場所 所属校で実施 | 4週間を基本としている。 | 訓練中のケガ等に対応するため、傷害保険に加入している。 | 県立学校においては、1月後、3月後、6月後、12月後の計4回の状況報告により把握、小中学校においては、毎月教育事務所による勤務状況等についての把握 | 復職後1年 |
| 秋田県 | 秋田県教育委員会の任命に係る公立学校の教員で精神性の疾患により休職中の者 | なし | 具体的な内容や期間は復職訓練計画にて定める。 この計画は、訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会が策定し、県立学校の場合は所属長が策定する。 また、復職訓練計画の作成に当たっては、訓練対象者及び主治医等と十分協議し、病気の回復状況を考慮し、職場環境や人間関係に徐々に慣れ円滑に復職訓練が行われるように配慮しなければならない。 訓練対象者は、復職訓練計画の実施状況を当日の復職訓練が終了した都度、復職訓練日誌に記入し、所属長に提出する。所属長(訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会を含む。)は、復職訓練計画の実施状況を把握し、復職訓練観察記録に記入し、必要に応じて県教育委員会に報告する。 県教育委員会は、復職訓練計画の実施状況を把握するため、必要に応じ復職訓練を観察し、復職訓練観察記録に記入する。 復職訓練の場所は、訓練対象者の所属する職場である。 | 原則として4週間から3か月程度とし、訓練対象者の状況やその他の事情により期間を定める。 | なし | 所属長(復職した訓練対象者の所属が市町村立小中学校の場合は市町村教育委員会)は、復職後の訓練対象者の状況(校務分掌及び授業時間数、職場での状況、通院や服薬の状況、身体的な状況、精神的な状況、対人関係など)について、復職後3か月後及び6か月後に、復職後状況報告書により県教育委員会に報告しなければならない。 | 6月 |
| 山形県 | 県立学校教職員及び県費負担市町村立学校教職員で精神疾患により休職又は休職中の者 | なし | 対象者が職場復帰訓練を申し出た場合に、所属長が作成する職場復帰訓練計画に合意し、主治医の同意を得た上で、対象者の所属において実施。 職場復帰訓練は、通勤や職場に慣れることから段階的に行う。 | 休職者は4週間程度、休職中の者は2週間程度を目安とするが、対象者の状況に応じて伸縮可能。 | 傷害保険に加入。 | 所属長は、精神疾患による長期休業の再発防止を図るため、対象者の職場復帰後サポート計画を作成し、対象者との面談や業務軽減等のサポートを行う。 対象者の職場復帰6か月後に健康管理報告書により、所属長が健康管理状況を報告。 | 6か月 |
| 福島県 | 精神科疾患に罹患したことを原因として地公法第28条第2項第1号の規定に基づく休職を命ぜられた県教委任命に係る教職員(市町村立学校に勤務する県費負担教職員を含む)のうち、連続して3か月を超えて休職することが見込まれ、かつ、以下に該当する者。 (1) 症状が安定していること。 (2) 本人が試行動務の実施を希望していること。 (3) 試行動務の実施が可能なお状態であると主治医が判断していること。 | 義務ではないものの、円滑な職場復帰を目的とする趣旨を理解してもらい、原則として実施している。 | 【実施内容】 職場の雰囲気慣れることから始め、段階的に勤務時間及び業務量を増やし、最終的には、復職した場合の8割程度の業務、教諭等にあつては、所属長の指導監督の下、TTによる授業や学級活動等の指導を行えることを目指す。 【実施場所】 原則として対象教職員が所属する職場。 | 休職期間中に実施し、4週間を標準とする。 | なし | なし | なし |

| 県市名 | 1. 対象者 | 2. 復職にあたっての受講義務の有無 | 3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む。) | 4. 実施時期 | 5. 受講者に対する公費による保険措置 | 6. 復職後の経過観察の内容 | 7. 復職後の経過観察の実施期間 |
|------|---|--|---|--|--|--|------------------------------------|
| 茨城県 | 茨城県教職員保健管理規則に基づき、神経精神疾患により、茨城県教職員健康審査委員会の審査を経て、県教育委員会教育長から要休業・要医療の指示を受け、療養休暇を取得している者及び地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職している者 | なし | 対象者が復職支援プログラム(職場復帰トレーニング)の実施を希望し、主治医、校長が了解した場合に実施する。原則として、各段階の目的に応じて、校務分掌に係る業務、作業、授業等を4段階に分けて、対象者の所属校において実施する。 | 3か月以内 | あり | なし | なし |
| 栃木県 | ・精神神経系疾患により休職中の職員 ・精神神経系疾患により引き続き3か月以上傷病休暇で休んでいる職員 ただし、学校に勤務する職員で校長を除く教育給料表適用職員 | 訓練については、休職者等の任意であるが、趣旨を理解してもらい訓練を受けよう指導している。 | 第1段階:学校に慣れる(授業参観、給食指導など) 第2段階:授業の復帰訓練第一歩(1~2時間程度の授業実施) 第3段階:授業の復帰訓練(時間割どりの授業を実施) 第4段階:教師としての復帰訓練(授業の実施に加え、担任や校務分掌等、通常の職務を行う。) 実施場所は、職員の所属校 | 原則4週間で実施。 ただし、状況に応じて延長も可能 | なし | なし | なし |
| 群馬県 | 県立学校教職員、県費負担教職員で、精神疾患により病気休暇を命じられ又は病気休暇を取得しており、その期間が30日を超える教職員。または、30日以下であっても、主治医が必要と認める者、訓練の実施を希望する者、審査会で必要と認める者。 | あり | ・第1段階 1日4時間×1週間(目的:学校の雰囲気慣れる) ・第2段階 1日6時間×2週間(目的:授業参観や教材研究を行った上で、授業を実施する) ・第3段階 1日正規の勤務時間×5週間(目的:指導計画に合わせて授業を実施する、正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る) 実施場所:対象者の所属 | 原則9週間とし、16週間を限度とする。 | 賠償責任保険、普通傷害保険に加入 | 教職員精神障害審査会への勤務状況等の報告。県立学校教職員については、必要に応じ保健師の学校訪問及び電話等による支援を実施。 | 原則 3か月 |
| 埼玉県 | 精神疾患による休職者 | なし ただし、円滑な職場復帰を目的として、対象者は全実実施している。 | 【内容】 職場に慣れることから開始し、最終的には復職後の業務とほぼ同程度の訓練を行う「職場リハビリテーション」を実施する。 【実施場所】 休職者の所属所 | 4週間程度 | あり | ・教職員健康審査会への状況報告 主治医の診断書及び所属長の観察報告書による。健康審査会での書面審査 ・主治医・家族等との連携 所属長等による経過観察を行い、必要に応じて主治医・家族と連絡を取り合う。 | 教職員の健康状態について、医学的判断に基づいた、個別の必要な期間 |
| 千葉県 | 学校職員 | なし | 原則6か月以内の職場復帰支援プログラムを作成し、学校等において職場リハビリテーションを行う。 | 原則6か月以内 | 傷害保険加入 | ・校内受入態勢の整備 ・復職後の様子を定期的に観察し、症状の再発や新たな問題の有無を確認する。 | 随時(特に期間は決めていない。) |
| 東京都 | 東京都公立学校教員 | なし | 【内容】 ・第1段階(職場の雰囲気慣れる。):週3日、半日程度。文書作成補助、パソコン練習、図書管理・整理等 ・第2段階(教職を視野に入れる。):週3~5日、半日程度以上。分掌補助、指導案作成、授業参観、給食・清掃指導等 ・第3段階(教壇に立つ。):週5日、ほぼ全日。授業参観、給食・清掃指導、担当教科の指導、管理職のもと授業実施等 【実施場所】 対象者の所属学校 | 原則として、3か月 | 公費による傷害保険の加入 | 復職アドバイザーの所属学校への訪問 | なし |
| 神奈川県 | 県立学校に勤務する職員及び県費負担教職員のうち、心身の故障により休職中の職員で、これを行うことを申し出た者 | なし | ・心身の故障により休職中の職員の円滑な復職を図るため、治療の一環として、所属する職場において職場復帰のためのリハビリテーションを行う。 ・職場リハビリテーションの期間は、3か月以内の期間で、主治医の意見に基づき、職員が申し出た期間とする。 ・職場リハビリテーションの実施及びその内容は、主治医と協議のうえ、校長が決定する。 | 3か月以内 | なし | 健康審査会において決定した措置状況に応じて、定期的に療養経過報告書、診断書、勤務適応状況報告書等を所属長を経由して提出させる。 | 健康審査会において普通勤務、かつ、健康の措置判断が下されるまでの期間 |
| 新潟県 | ・休職の発令を受けている教職員 ・3月以上にわたり病気休暇を取得し又は取得を予定している教職員 ・所属長が支援を必要と認めた教職員 | なし | 【実施場所】 対象者の在籍所属 【実務用務例(教諭の場合)】 ・第1段階…職場の雰囲気慣れる。(週2日・2時間程度) ・第2段階…職場・仕事の内容に慣れる。(週3日・3~4時間) ・第3段階…児童・生徒とのふれあいに慣れる。(毎日・3~6時間) ・第4段階…職場復帰に向けて具体的な準備を行う。(毎日・4時間~正規の勤務時間) | 原則として4週間以内 | あり(傷害保険) | 復職後、保健師の学校訪問や電話等により、状況を把握している。 | 状況により個別に判断 |
| 石川県 | 県立学校(大学を除く)の校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員並びに県費負担教職員であって、精神疾患により休職中の者 | なし | 休職したまま所属する学校において職務に関するリハビリテーションを行い、スムーズに職場復帰を果たすための支援を行うもので、短時間で負担の少ない内容から段階的に通常勤務に近づけていく。最終段階では通常勤務と同様の負荷をかけた訓練内容とする。 訓練の実施計画は、所属長が主治医の指導を受けて作成するものとし、訓練の指導・監督は、所属長が行い、訓練の場所は、対象職員の所属校等とする。 | 1月間とするが、特に必要があるときは、3月間の範囲内で期間を設定又は延長できる。 | 訓練期間中の対象職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 ※死亡・後遺障害・入院・通院 | 復職後1年以内にあつては6か月ごとに、復職後1年を経過後は1年ごとに、D2の判定を受けている者については、勤務状況に格段の変化が生じた場合に、所属長の観察報告書、主治医の観察報告書(復職後1年を経過後はB1又はC1の判定を受けている者に限る。)及び審査委員会医師の観察報告書(復職後1年を経過後はB2、C2又はD2の判定を受けている者に限る。)を審査会に提出し、その判定に応じて必要な措置を行う。 | 該当者の判定区分がD3(健康)となるまでの間 |

| 県市名 | 1. 対象者 | 2. 復職にあたっての受講義務の有無 | 3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む。) | 4. 実施時期 | 5. 受講者に対する公費による保険措置 | 6. 復職後の経過観察の内容 | 7. 復職後の経過観察の実施期間 |
|-----|---|--------------------------------------|---|--|---|--|---|
| 福井県 | 原則として、精神疾患により休職している職員で、主治医の同意の下に本人の意思に基づき復職プログラムを希望する者 | なし | 本人の申出、主治医の了承の上、校長は復職前の6週間分を目処に4ステップのプログラムを作成し、所属校において対象職員が徐々に復職しやすい体制を整えていく。場合によってはプログラムの中断もあり得る。 第1ステップ(職場の雰囲気になれる。)の具体例…読書、図書室の管理運営の補助など 第2ステップ(自分の職場について考える。)の具体例…図書室の管理運営の補助、文書作成補助、教科・学年単位の会議への参加、職員会議への参加など 第3ステップ(自分の職務について考える。)の具体例…担当教科の教材研究、授業参観、学級活動の補助、校長・教頭との懇談、行事への参加・補助など 第4ステップ(職場復帰のための具体的準備)の具体例…担当教科の教材研究、指導案の作成、TTIによる授業実施、所属長の管理下で授業実施、学級活動の補助など なお、復職プログラムは下記事項に従い、実施する。 ①復職プログラムの指導・監督は、所属長が行う。 ②実施計画は、対象職員の病状の回復状況等を考慮し、所属長が作成する。 ③所属長は、復職プログラムの目的、内容、期間等について対象職員と十分打合せを行う。 ④対象職員は、復職プログラムの目的を十分理解し、その目的が達成できるように取り組む。 ⑤所属長は、対象職員、主治医および配偶者、親族等と連携を図り、復職プログラムを行う。 ⑥所属長は、所属職員に復職プログラムの実施計画を説明し、円滑な実施を図る。 | 原則として、6週間とする。ただし、特に必要のあるときは、実施期間を短縮、又は延長することができる。ただし、最長3か月とする。 | 復職プログラムは休職期間中に実施するため、事故やケガは公務災害の対象とはならない。そのため、福井県教育委員会は対象職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 ①補償対象 就業中の事故、ケガのみ(通勤中を含む) ②保険金額 ・死亡・後遺障害保険金 500万円 ・入院保険金日額 3,000円 ・通院保険金日額 2,000円 | なし | なし |
| 山梨県 | 山梨県教育委員会の任命に係る教職員のうち休職中の者で、次の条件を満たした者とする。ただし、休職発令がされていない者についても、次の条件を満たせば実施できるものとする。 一 規則正しい日常生活を送ることができ復帰への意欲を持っている者 二 主治医が、病状や体力等の回復状況から職場リハビリを実施可能と判断した者 三 所属長が受入れ可能と判断した者 | なし | 実施場所は、対象者の元の所属とするが、元の所属に不適合等がある場合はこの限りではない。 内容は、出勤に慣れるための出勤訓練から始まり、学校、仕事、授業等に慣れ、復帰のための準備まで段階的に計画し実施する。 | 原則として2ヶ月程度とする。ただし、疾病等の状況により変更又は中止できるものとする。 | 対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 保障内容:就業中、通勤途上の災害・ケガ 死亡・後遺障害 2,000万円 入院日額 5,000円、 通院日額 3,000円 | なし | 職場復帰後の支援を実施することになっているが、支援期間を一律に決めてはいない。 |
| 長野県 | ・県教育委員会事務局、教育機関、高等学校、特別支援学校の職員 ・小・中学校の職員で市町村教育委員会から依頼を受けた職員 | なし | 1 集団リハビリテーション 県庁内 ・集団精神療法(リラクゼーション・生活技能訓練等) ・模擬授業 2 職場リハビリテーション 在籍する所属(校) ・授業参観、清掃指導等、学習指導案づくり ・授業の実施 ・時間どおりの授業実施 ・授業の他に校務分掌等時間どおりの職務の実施 | 1 8回 2 8週間 | なし | 3か月に1回、所属長から状況報告を提出。健康審査会で審査を行っている(小・中学校は除く。) | なし |
| 岐阜県 | 精神疾患又は一般疾病(機能障害が残るものに限る。) | なし(復職審査の資料としてプログラムの実施結果資料の提出が必要となる。) | ・実施内容:第1～5段階に分けて段階的に実施時間、プログラム内容を充実させていき、復職後の職務に慣らしているもの。 ・実施場所:対象職員が所属する職場 | 2か月以上(40日間以上) | あり(共済組合事業により傷害保険料を負担) | ①四半期ごとに所属長から経過報告書を提出 ②復職後(翌年度)、面接による健康相談を実施(①、②とも小・中学校を除く。) | ①健康管理区分が「健康」となるまでの間(所属長判断) ②翌年度(面接による健康相談)まで |
| 静岡県 | 県立学校教職員、市町立学校県費負担教職員(指定都市は除く。)並びに県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する教職員。主治医から指示された場合は、90日未満の承認であっても訓練を行うことができる。 | 90日以上の特休休暇者及び休職中の者 | 職場復帰訓練(訓練対象職員の在籍する学校) | ・過去5年以内に精神的な疾患により特別休暇を取得又は休職した者は、4週間 ・特別休暇及び休職の期間を通算して181日未満の者は、2週間 ・特別休暇及び休職の期間を通算して181日以上の方は、4週間 | 対象教職員を被保険者とする傷害保険に加入する。 死亡1,500万円、後遺障害1,500万円 入院日額5,000円、 通院日額3,000円 | 保健師の支援事業として、職務復帰後1ヶ月程度を経過した時期に、職務復帰後相談を実施している。 | なし |
| 愛知県 | 精神疾患による休職中の者で、その病状が安定し、プログラムを希望する教職員 | なし ※プログラム実施の結果は復職審査をする上で参考資料とする。 | 内容:対象教職員が休職前に従事していた職務を考慮したもの。 実施場所:対象教職員が所属する公立学校 | 原則3か月以内であるが、県教育委員会が、特に必要と認めた場合は、休職期間が終了する期日まで実施を継続することができる。 | あり(傷害保険) | なし | なし |
| 三重県 | ①休職者 ②3か月以上の休暇者 | ①②共通:本人の希望 | ①②共通 ・段階を踏んで実施 第1段階:生活リズムを整える(週3日、2～3時間) 文書作成補助、図書管理や整理など 第2段階:職場の雰囲気になれる時期(週3～5日、4時間) 補助的作業(文書作成)、図書管理や整理、指導案作成、授業参観など 第3段階:職務を視野に入れた時期(毎日、4～8時間) 授業参観、給食、担当教科の研修など ・実施場所:所属校 | ①30日以内 ②10日以内 | ①②共通:なし | ①復職1か月、3か月、12か月後の報告を学校長から受けるようにしている。 ②なし | ①12か月 ②なし |

| 県市名 | 1. 対象者 | 2. 復職にあたっての受講義務の有無 | 3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む。) | 4. 実施時期 | 5. 受講者に対する公費による保険措置 | 6. 復職後の経過観察の内容 | 7. 復職後の経過観察の実施期間 |
|------|--|--------------------|---|--|--|--|--|
| 滋賀県 | 県立学校の教職員(なお、県費負担教職員の復職支援プログラムは各市町教育委員会において実施しているため、内容等は把握していない。) | なし | ・療養中のケア:主治医との協議 ・復職支援調整会の開催(県教委) ・復職後の相談(県教委) | 休職からの復職後 | なし | ・勤務軽減措置 ・相談事業 | ・勤務軽減措置 休職期間満了日の翌日から起算して2週間を超えない範囲内。ただし、産業医が特に必要と認める場合は2週間を超えない範囲内で延長することができる。 ・相談事業 本人の希望に応じて必要と認める間 |
| 京都府 | 「精神及び行動の障害」によって休職を命じられた府立学校教職員及び府費負担教職員で次のすべてに該当する場合であって、教育長が適当と認めた場合 (1)規則的な日常生活を送ることができる程度に病状が安定していること。 (2)対象教職員自身が職場復帰に意欲を持ち、ならし勤務の実施を希望していること。 (3)主治医が職場でのならし勤務の実施が可能な状態であると判断していること。 | なし | 開始当初は、自宅と職場を往復すること自体が、対象教職員にとって負担となるため、まず、通勤に慣れることから始め、軽めの作業を短時間行うことで職場に慣れることを目的とする。 その後、徐々に作業時間を延ばして職場に慣れていくとともに、作業の質、量についても徐々にレベルを上げていき、最終的には正規勤務と同じ作業時間となるよう計画する。 | 3か月の範囲内 ただし、必要と認める場合は期間を延長 | ならし勤務中の災害等を保証する保険制度に、府の負担で加入することができる。 | 校長は、対象教職員の職場復帰が決定した場合には、職場復帰後の支援計画書を作成し、教育長に報告する。 また、必要に応じて職場復帰支援チームの精神科医から、対象教職員とともに助言指導等を受けることができる。 | なし |
| 大阪府 | 精神疾患により休職している府立学校に勤務する教員及び府費負担教員(大阪市及び堺市を除く。)とする。 ただし、過去に参加実績のある者は、2回目を以降の参加を不可とする。 | なし | 公立学校共済組合近畿中央病院に委託して職場復帰訓練を実施。 訓練は、年間3クールを実施(1期当たり21回の訓練回数) | ①5月～7月 ②8月～10月 ③12月～2月 | なし | 精神疾患により休職していた教員に対して、校長が職務遂行状況の把握と復職後の状況を主治医から聞き取りを行い、教育委員会に報告するものとしている。 | 1か月 |
| 兵庫県 | 県立学校教員及び県費負担教員で病気休暇・休職者 | なし | 公立学校共済組合近畿中央病院で精神科医等専門家チームによる集団精神療法、模擬授業、各種グループワークを実施 | 年間3クール 第1クール(5月上旬～3か月)、第2クール(8月上旬～3か月)、第3クール(11月下旬～3か月) | なし(任意で(財)学校厚生会「職場復帰助成」事業に加入) | 健康管理審査会で審査 | 復職1か月後、2か月後、3か月後、6か月後 |
| 奈良県 | 精神疾患による休職期間が1年を超え、復職の意思を示すとともに復帰訓練を希望する者 | なし | ・所属長及び主治医の意見を聴いてその内容を定め、休職者自らの願い出によりその所属する学校において所属長の指導のもとで行う。 ・学校へ足を運ばせる。 ・管理職・同僚とのコミュニケーションを図る。 ・事務処理に慣れるために簡単な文書を作成したり、校務分掌上の仕事をする。 ・児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、生徒指導力の回復を図る。 ・教科指導力の回復のため、指導計画を立て授業を実施する(単独では授業をさせない。) | 3か月 | なし | なし | なし |
| 和歌山県 | 和歌山県教職員健康審査会において、確認作業の指導区分判定を受けた者 | あり | 勤務校において、段階的に授業参観、事務作業、会議への出席、教材研究等を行う。 本人と校長、市町村教育委員会が相談し、内容を決めている。 | 原則として、4週間 | あり(互助会負担) | 校長が、勤務校における勤務状況全般について観察するとともに、左記審査会で審査 | 特に期間は設けず、経過審査により個別に決定している。 |
| 鳥取県 | 県教育委員会事務局職員、県立学校教職員及び県費負担教職員のうち精神性疾患による休職者 | あり | 所属長が開催する復職支援検討会(主治医、本人、所属長、教育委員会担当者が参加)により個別に訓練計画を作成 訓練は徐々に内容(量・質とも)を増やし無理のないよう進める。 本人の職場で実施 | 原則4週間 | あり(公費) | 校長が勤務校における勤務状況全般について観察するとともに健康管理審査会において経過審査を行う。 | 特に期間は設けず、経過審査により個別に決定している。 |
| 島根県 | 島根県教育委員会が任命する教育職員及び県教育委員会事務局職員等であって心の問題により休職等の者 | なし | ・実施場所:原則として対象者の所属所 ・実施内容:職場復帰後の職務内容に準拠して、段階的に訓練を行う。 <支援プログラムの手順とポイント> I 支援プログラムの計画立案: ・本人が職場へ出かけるという行為を、日常的にできること。 ・管理監督者は、本人と話し合い、実施計画を立てる。 II 支援プログラムの開始: ①職場の状況を把握する。 ②状況をみながら判断する。 ③教職員との関わりをもつ。 ④児童生徒との関わりをもつ。 ⑤授業を行うための準備をする等 III 支援プログラムの見直し ・実施内容等については、本人の意見を反映し、悪化防止への配慮を行うこと。 | 実施期間:原則3か月以内とする。 ただし、病状により計画の変更(短縮、延長、中止)を行うことができる。 | あり(互助会負担) | 所属長は職場復帰後の病状を確認し、職務上の配慮等により再発予防を行う。 専門カウンセラー(精神科医師)、保健師による随時相談(電話・メール・面接等)、臨床心理士による相談等によるフォローを行っている。 | なし |
| 岡山県 | 岡山県教職員健康診断審査委員会において、精神疾患等により休職していると判定された者 | 原則として、対象者全員実施 | ・補助的作業、指導案の作成、授業参観、給食清掃指導、授業実施等 ・所属長と対象者及び主治医とで十分協議し、復職プログラム計画を作成する。また、精神科医・臨床心理士からなるメンタルヘルス部会において、本人と所属長を含めて面接を行い、各個人の状況に応じた計画を作成する。 ・実施場所については、原則所属で行う。 | 原則4週間(実施期間の上限は3か月) | あり ・普通傷害保険 補償内容:死亡・後遺障害2,000万円 ・賠償責任保険 補償内容:対人1名1億円、1事故6億円 対物1事故100万円、免責なし | 復職後、所属長が対象者及び関係者と面接等を実施し、復職後状況報告書を作成する。メンタルヘルス部会は、その報告書により状況を把握し、指導助言を行う。 | 原則として、復職日から換算して6か月経過後まで |

| 県市名 | 1. 対象者 | 2. 復職にあたっての受講義務の有無 | 3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む。) | 4. 実施時期 | 5. 受講者に対する公費による保険措置 | 6. 復職後の経過観察の内容 | 7. 復職後の経過観察の実施期間 |
|-----|--|---|--|--|---|--|--|
| 広島県 | 精神疾患による病氣休職者 | あり | 1 休職開始時及びその後3か月ごとに状況を把握し、必要に応じて、助言等を行う。 2 復職しようとする場合、原則として、所属校で試験的勤務を実施する。 | 1については休職期間中 2については1か月程度 | あり | 校務分掌の軽減や相談体制の整備等を図るとともに、面談等により復職後の1か月の状況を把握する。 | 1か月 |
| 山口県 | 県教育委員会が任命する職員のうち、精神・神経系疾患のため休職を命じた者又は病氣休職の承認を受けた者 | なし | 職場の環境や勤務に慣れるためのプログラム ・休職(病休)中の「1か月程度」をかつて復職準備を行う。 ・実施場所は該当者の勤務公署 ・プログラムは、状況に応じて段階的に実施し、最終段階では通常の勤務と同じレベルに到達することを目指す。 | 1か月程度 | 復職プログラム実施中は保険措置あり | 所属長が面談等により状況を把握するとともに勤務状況等を県教育委員会に報告する。 | 復職から3か月及び6か月経過後 |
| 徳島県 | 精神性疾患により病氣休職中(連続30日以上に限る)又は病氣休職中で病状が安定し、職務復帰を希望する教職員 | なし(希望制) | 所属校(勤務場所)において、当該休職者の病氣の内容、休職等の期間、担当業務及び職場の状況を総合的に勘案し、所属長が当該休職者等及び主治医と協議して定める。 | 1か月。なお、当該プログラムの実施状況から必要と認められる場合は期間を延長することができる。 | 障害保険に、自己負担で加入すること。 | 復帰後の勤務状況全般を校長が観察し、①現在の本人の状況、②職場の受入状況、③所属長の意見等を記述した報告書を市町村教育委員会及び県教育委員会に提出する。 休職からの復職後に臨床心理士を派遣し、面接により助言指導を行う。 | 休職からの復職については、1、3、6か月後休職からの復帰については、3か月後 |
| 香川県 | 県教育委員会の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員(再任用職員、臨時的任用及び非常勤職員を除く。) | 実施を求めているが、義務ではない。 | ・休職者が復職前にその職務についてウォーミングアップする。 ・原則として、4週間とし、休職者が所属する学校において行う。 | 原則として、4週間 | 県教育委員会が「普通傷害保険」及び「施設賠償責任保険」に加入している。 | 復職後3か月ごとに、本人からの「健康状況報告書」に所属長の意見を添えて提出を求めている。 | 復職後、約9か月後まで |
| 愛媛県 | 精神疾患により休職している公立学校教職員 | なし | ①休職者及び主治医の同意を得てシステムを運用 ②教職員復職サポートチーム(休職者及び所属職場の支援)と学校復職支援班(休職者の職場復帰の支援)が連携しながら、休職中から復職後までの継続した支援を実施 ③復職前、休職者の不安軽減を目的に「リハビリ出勤」を所属校で1か月実施 ④復職後、対象者の負担軽減を目的に「復職サポート職員(非常勤職員)」を1か月設置 ※サポートチーム構成員:産業医、精神科医、臨床心理士及び保健師 | 必要な期間(リハビリ出勤は原則1か月(4週間)) | リハビリ出勤中の傷害保険料を公費で負担 | 復職した3か月後及び6か月後、所属長がサポートチームに復職者の状況を報告する。 サポートチーム構成員が、必要に応じて本人等と面談する。 | 必要な期間 |
| 高知県 | 精神疾患を原因とする休職又は病氣休職(引き続き120日を超える病氣休職に限る。 ただし、県教育長が特に必要と認める場合にあってはこの限りではない。)から復帰しようとする教職員 | なし (ただし、円滑な職場復帰を目的として支援を行うものであり、対象者は全員実施している。) | 1<流れ> ・本人からの願出に基づき、学校長経由で県教育長への必要書類の提出のあった者で実施許可となった場合、実施計画書に沿って所属校で実施する。 ・プログラム終了後、心の健康対策委員会は本人との面談を行い、復帰にあたっての留意事項等をアドバイスするとともに復帰可否について県教育長に意見具申する。 2<内容> 第1ステップ[学校内の雰囲気慣れる(半日程度)] 第2ステップ[学校生活に適應する(児童生徒の在校している時間帯)] 第3ステップ[平常の勤務に慣れる(児童生徒の在校している時間帯)] 第4ステップ[担当校務を全てこなす(正規の勤務時間帯)] | 原則4週間 (ただし、心の健康対策委員会が必要と認められた場合は変更できる。) | あり 通勤を含む実施期間中、傷害保険に加入することとし県教育委員会が負担する。 | 校長は勤務状況を把握し、適切な支援を行う。 また、県教育長が必要と認める場合は、勤務状況報告書を県教育長へ提出する。 | 随時 |
| 福岡県 | 精神神経系疾患による休職者 | あり | ・休職者の所属長が主治医・休職者及びその家族等と訓練実施時期や訓練内容等を十分協議し訓練実施計画書を作成する。 ・実施場所は当該所属にて行う。 ・実施時期を4つ程度に区分し段階的に訓練を行う。 | 4週間程度 (必要と認めるときは4週間以上8週間以内の期間で実施することができる。) | あり 職場復帰訓練中の事故等に対する補償のため傷害保険に加入。 | なし | なし |
| 佐賀県 | 精神神経科疾患により休職している教職員又は一般疾病により休職している教職員のうち後遺症等が残っている者 | なし | 「佐賀県教育関係職員の休職に係る保健管理要綱」に基づき、所属校で段階的な復帰訓練を実施 ・本人の希望に基づき、審査委員会面接を行い、その結果「訓練することに支障がない」と認められた後に実施 ・所属長は段階的な復帰訓練計画を本人と協議し作成。訓練の実施に当たっては主治医と連絡を取り、計画の調整が必要な場合は指導を得る。 <プログラム例> 第一段階 職場に慣れる時期 3～4時間 第二段階 教職を視野に入れた時期 4時間～フルタイム 第三段階 教壇に立つ時期 フルタイム | 2か月程度 | 職場復帰支援に係る「復帰訓練」中の傷害に対して傷害保険がある。この保険の掛け金は、佐賀県教育職員互助会が負担している。 | 復帰後、2週間の就労状況は報告書の提出をさせている。その後も3か月ごとに病状や就労状況を把握している。 | 復職後の経過観察は、3か月ごとに1年以上経過観察している。ただし、職員の病状により経過観察期間の長短はある。 |
| 長崎県 | 復職審査会に諮る精神性疾患で休職中の教職員で、復職訓練の実施に同意し、かつ主治医の同意を得た者 | なし | 在籍校の校長が、学校における復職訓練の内容について、該当職員との面談を十分にを行い、主治医と相談して計画する。 (訓練内容例: 教諭) 1 第一段階(授業参観・指導案作成等)2～4時間 2 第二段階(授業参観・給食指導に参加等)4～6時間 3 第三段階(授業実践・校務分掌補助等)6～8時間 4 第四段階(担任職務補助等)通常の勤務時間 | 6週間から2か月程度 | なし | 学校における支援を継続的に行うよう通知するとともに、学校訪問など機会をとらえて経過観察を続けている。 | なし |
| 熊本県 | 熊本県教育委員会の任命に係る職員のうち精神神経系疾患等により休職中の者 | なし | 所属する学校において、徐々に休職者を職場に適應させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。 | 4週間 | なし | なし | なし |

| 県市名 | 1. 対象者 | 2. 復職にあたっての受講義務の有無 | 3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む。) | 4. 実施時期 | 5. 受講者に対する公費による保険措置 | 6. 復職後の経過観察の内容 | 7. 復職後の経過観察の実施期間 |
|-------|---|--------------------------------------|---|---|--|---|--|
| 大分県 | 精神疾患により休職を命じられた教職員 | あり | 精神科医4名で構成された健康診断審議会において、以下の日程で丁寧に審議し復職に向けての支援をしている。 (1)復職希望の書類審査(健康診断審議会) (2)面接(健康診断審議会) (3)復職訓練1月目…短時間の勤務から始める(各学校において計画している。) (4)復職訓練2月目…通常勤務、授業観察、授業実施(TT) (5)復職訓練3月目…授業実施(主担当)、分掌業務担当 復職最終審議(健康診断審議会) ※3か月の復職訓練で足りない場合は延長したり、きちんと勤務できない時には再度休職に戻し療養させる場合もある。 | 支援期間は、3か月の復職訓練を含み5か月にわたる。 | なし | ・こころのコンシェルジュ(本年度7名設置)の学校訪問時の個人面談 ・教育人事課から校長への経過観察依頼 ・福利課保健師による健康診断時の個人面談以上のような対応によりケアしている。 | 特に設定はしていないが、学校訪問の際には、管理職へ様子を聞くようにしている。 |
| 宮崎県 | 宮崎県教育委員会の任命に係わる教職員 | なし | 原則として4週間とし、目的に応じた4段階で実施 ・第1段階 学校の雰囲気慣れる。 ・第2段階 仕事の内容に慣れる。 ・第3段階 授業に慣れる(教諭の場合)。 ・第4段階 職場復帰に向けて具体的な準備を行う。 実施場所は休職者の所属校 | 原則4週間 | あり ・普通傷害保険 対象者が職場復帰トレーニング実施中及びその通勤途上に事故にあった場合の補償 ・賠償責任保険 対象者が、職場復帰トレーニング実施中に第三者の身体及び財産に損害を与えた場合の補償 | ・表情や行動が安定しているか。 ・意欲をもって勤務しているか。 ・自信をもって勤務しているか。 ・担当業務を適切に行っているか。 ・同僚と違和感なく協力して仕事ができているか。 ・児童生徒や同僚と自然に接することができるか。 等の内容で経過観察を依頼 | 状況に応じて所属校で判断 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県教育委員会の任命に係る学校職員及び教育委員会事務局職員等であって、精神障害の疾患で休職中の職員(希望者のみ) | なし | 希望する職員が、勤務する所属において、所属長の指導の下に試行的に勤務する。 | 原則として、4週間 | ・実施期間中は、休職中に通常支給される給与以外は支給されない。 ・実施期間中の事故については、地方公務員災害補償法による補償を受けることはできない。 | なし | なし |
| 沖縄県 | 精神性疾患により休職した教職員 | なし | 職場復帰前支援プログラム(復帰訓練)と職場復帰後支援プログラム(慣らし勤務)があり、実施場所はいずれも対象者の所属校である。 | 復帰訓練と慣らし勤務のいずれも原則4週間 | 対象者が休職中の場合、公務災害及び通勤災害の対象とならないため、復帰訓練実施中及びその通勤途上に事故にあった場合の補償のための保険料相当額を公立学校共済組合沖縄支部が補助する。 | なし | なし |
| 札幌市 | 札幌市教育委員会が所管する市立学校及び幼稚園に勤務する教頭、教諭、及び養護教諭並びに学校栄養職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する者に限る。)及び学校事務職員で、精神疾患等により休職中または90日を超える病気休暇中の職員のうち、主治医が訓練を実施することが適当と判断した者 | なし | 休職前に勤務していた職場において、最初は、短時間で、毎日出動できる状態をつくり、その後、段階が進むにつれ、負荷を増し、最終的には、フルタイムでの通常勤務と同程度のことを行う(以下、実施例)。 第1段階:職場の雰囲気に慣れる時期で、1週間行う(1日2〜3時間で、業務内容は文書作成補助、図書管理・整理)。 第2段階:職務を視野に入れた時期で、2週間程度行う(1日4時間で、業務内容は、補助的作業、文書作成、教科・学年単位の会議参加)。 第3段階:職務の実際を視野に入れる時期で、2週間程度行う(1日5〜8時間で、業務内容は、担当教科の研修、授業参観、給食指導補助)。 第4段階:復帰のための具体的な準備期間で、3週間程度行う(1日8時間で、指導案作成、校長の指導下での授業実施)。 | 復職前4〜12週間程度(通常は、8〜12週間程度行う場合が多い。) | なし | なし | なし |
| 仙台市 | 90日以上病気休暇及び休職から復帰する者 | なし | 学校への復帰が決まった場合、希望により復帰前の職場適応訓練を行う。具体的には、所属学校において復帰に向け実際の業務を行うなどとする。 | 10日以内 | 市負担で傷害保険に加入 | なし | なし |
| さいたま市 | 精神疾患による休職者 | あり | 復職前に職場(学校)に適応させるため、あいさつに始まり、学習指導、生徒指導、校務事務などの内容を勤務校において行う。 | 4週間 | なし | 3か月ごとの報告 ①医師の診断書 ②校長による観察報告書 | 個別に審査会答申による期間 |
| 千葉市 | 休職中の職員 | あり | 【市費負担教職員】 1 リワーク研修 ①臨床心理士、精神保健福祉士が職務遂行能力等回復のための研修プログラムを作成し、実施、②リワーク研修センター 2 リハビリ出動 ①慣らし出動、②職員が所属する職場 【県費負担教職員】 1 職場リハビリテーション ①慣らし出動、②職員が所属する学校 | 【市費負担教職員】 1 3か月程度 2 3か月以内 【県費負担教職員】 原則6か月以内(延長可能) | 【市費負担教職員】 なし 【県費負担教職員】 あり | なし | なし |
| 川崎市 | 精神疾患により職務を離れている長期療養中で、主治医、産業医等が行うことが適当と判断した者 | 受講を義務づけてはいないが、復職審査の際に実施することが適当と判断した者 | 職場復帰のための教職員リハビリテーションプランを作成、リハビリの時間、内容等については、本人、所属長及び主治医又は産業医等の中で、協議して決定する。リハビリを実施する場所は、原則として所属する職場とする。ただし、これにより難しい場合は、本人、所属長及び主治医又は産業医の間で、協議して決定する。 | リハビリは、復帰を予定する日の6週間前に当たる日から4週間前に当たる日の間に開始し、おおむね4週の間実施する。 | なし | 面談等により、復職後の状態について把握し、ケアを行う。 | 職場復帰後のフォローアップとして、1か月、3か月、6か月面談を実施する。状況により、フォロー面談を随時実施する。 |

| 県市名 | 1. 対象者 | 2. 復職にあたっての受講義務の有無 | 3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む。) | 4. 実施時期 | 5. 受講者に対する公費による保険措置 | 6. 復職後の経過観察の内容 | 7. 復職後の経過観察の実施期間 |
|------|--|---|--|---|------------------------------|---|----------------------------------|
| 横浜市 | 精神疾患で休職している教職員 | 義務化はしていないが、復職審査の際の判断材料として審査会が実施を求めている。 | 原則として、所属校で実施 出勤訓練から始め、事務作業、児童・生徒と接するまで段階的に行う。プログラムは、学校事情、休職者の状況に合わせて作成する。 | 原則として、4週間から8週間 | なし | ・教職員健康相談室の医師による面談を復職後、おおむね6か月以内に実施する。 ・必要に応じ、教職員健康相談室ソーシャルワーカーが学校を訪問し、本人および管理職と面談を行う。 | 教職員健康相談室の医師が不要と判断するまで。 |
| 相模原市 | 市立小学校及び中学校の県費負担教職員のうち、心身の故障により休職中の教職員で、これを行うことを申し出た者 | なし | 職場リハビリテーションは、原則として所属する学校内で行う。 (1)主治医と連携を図り、段階的に回復に向かえる効果的な内容とすること。 (2)本人、その家族の希望及び主治医の意見を反映させた内容とすること。 (3)補助的な事務及び作業等とすること。 | 3月を超えない範囲内で、主治医の意見に基づき申出者が申し出た期間 | 本人の希望を確認した上で、互助会で負担 | 復職後のフォローアップ面談 実施者：産業医・精神科医・保健師 復職後：1～2週間、1か月、3か月、6か月 管理職と相談し、本人の希望を聞きながら状況に応じて実施 | 健康審査会の審議により経過観察期間が決定 |
| 新潟市 | 精神性疾患により休職中で職場復帰に向けプログラム実施を希望する者 | 本人の希望を前提とするが、実質的には所属長がプログラムへの取組を促し、平成21年度では復職した全員がプログラムを実施した。 | 対象者の病気の回復状況を考慮しながら、所属校において簡単な事務作業や授業参観・授業補助などを行う。 | 1回につき3週間程度(複数回の実施も可) | あり | ・職場での状況(授業、事務処理、児童生徒の対応等) ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 等 | 復職から3か月及び6か月経過後に観察報告書を提出する。 |
| 静岡市 | 静岡市立小学校及び中学校に勤務する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員で常勤の者 | なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、静岡市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。 | (1)90日以上の特休中の職員(過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員を除く。):第1週は1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡易な業務とし、第2週は半日からほぼ全日で実践的な業務を行うものとする。 (2)休職中及び過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員:別表に定めるところにより行うものとする。 | (1)2週間 (2)4週間 ※訓練対象職員は、訓練期間において週休日及び休日を除く日の3分の2以上の日数を出勤し、訓練を行う。 | 公費による保険措置は行っていない。 | なし | なし |
| 浜松市 | 浜松市立小学校及び中学校に勤務する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員で常勤の者 | なし ※休職職員等に対して、治療行為の一環として、主治医が必要と判断した場合に、浜松市教育委員会の承認を得た後、校長の指導及び監督のもとに行われる。 | (1)特別休職中の職員(過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員を除く。):第1週は1日4時間程度で職場に慣れる程度の簡易な業務とし、第2週は半日からほぼ全日で実践的な業務を行うものとする。 (2)休職中及び過去5年間に精神的な疾患により特別休職を取得した職員又は休職した職員:別表に定めるところにより行うものとする。 | (1)2週間 (2)4週間 ※訓練対象職員は、訓練期間において週休日及び休日を除く日の3分の1以上の日数を出勤し、訓練を行う。 | なし | 復職後、教育委員会の保健師が学校訪問を行い、所属長、当該職員との面談を行い、保健指導を行う。 | なし |
| 名古屋市 | 精神性疾患により休職中の職員で、その病状が安定し、かつ復職準備登校を希望する教職員 | なし | 休職中の職員が復職面接前に所属の学校へ試験的に登校し、対象職員が休職前に従事していた職務を考慮して、主治医と相談の上、決定した業務を行う。 | 引き続き5～10日間 | なし | 保健師による電話または職場訪問での状況確認及び衛生管理医師によるフォロー面接の実施 | 職員の状況に応じて、個別に必要な期間 |
| 京都市 | 1 精神・神経系疾患等で休職中の教職員 2 病気休職から復職した教職員 3 指導困難な状態に陥り、長期休業等を3月以上取得せざるを得なくなった教員の復職にあたり、教育委員会関係各課が協議して必要と認めた者 | 1 なし(希望する場合のみ) 2 なし(希望する場合のみ) 3 あり | 1 療養の一環としてリハビリテーション勤務を実施する。 2 復職者1人に対して必要に応じ1週間につき10時間の範囲内で非常勤講師等を措置する。 3 復職者のうち、指導困難状態に陥り、そのことに起因して長期休業等に入った教員の職場復帰に当たり復職時集中指導を実施する。 | 1 原則1月間 2 最大3月間 3 1年間 | 1 あり(傷害総合保険) ※2、3は、該当しない。 | 所属長が定期的に復帰後の当該職員の状況把握を行い、必要に応じて、指導助言を行う。 | 復帰職員に応じて、必要な期間、経過観察を行う。 |
| 大阪市 | 精神疾患による病気休職者のうち、復職までに休職の期間が6か月を経過している者又は復職後同一疾病で再度休職した者で、その間の勤務実績が6か月に満たないもの(講師を除く教育職員) | なし | (1)休職中の支援 ・校園長による休職者及び主治医への復職支援事業の内容説明 (2)復職前の支援 ・校園長による復職支援プログラムの作成 ・嘱託専門医による復職トレーニング前相談 ・1か月程度の復職トレーニングの実施(在籍校で実施) ・嘱託専門医による復職トレーニング後相談 | 復職トレーニングは1か月程度 | 施設賠償責任保険(対人・対物) | ①校園長による校園内受入体制の整備 ②校園長による復職後の勤務状況の把握 ③嘱託相談員による復職後の勤務状況の把握 | ②は1か月後に教育委員会へ報告 その他は、特に定めはない。 |
| 堺市 | 精神性疾患により療養のため長期間職場を離れている職員で、職場復帰が可能と考えられる程度に回復した者 | なし(任意) | (1)専門医療機関における復職に向けたトレーニング 集団精神療法、模擬授業、各種グループワーク等 場所:近畿中央病院 (2)職場リハビリテーション 運動練習・教材研究・資料収集等準備 職員会議への参加等 場所:現任教 | (1)3か月(1週間に2回) (2)4週間程度(個別ケースにより期間調整) | なし | ・休職の原因となった事象等への配慮状況 ・管理職とのコミュニケーション ・職場の同僚との人間関係 ・生徒や保護者との人間関係 ・授業・クラス運営状況 ・学習指導・生徒指導能力等 ・通院・服薬状況 ・出勤状況 ・その他体調で気になること | 学期1度、原則として1年間(個別対応は随時実施) |
| 神戸市 | 精神疾患等による病気休職・休職者 | なし | ①職場復帰トレーニング 公立学校共済組合近畿中央病院において、精神科医・臨床心理士ほか専門家チームによるカウンセリングやスポーツ活動を通して、職場に戻るために必要な意欲や自覚の回復を図る。 ②フレ出勤 所属校において、職場復帰前に一定期間の準備期間を経験させ、復帰・復職に対する不安の解消を図る。 | ①約3か月 ②原則4週間 | あり | 勤務状況の確認 | 個別の状況による。 |

| 県市名 | 1. 対象者 | 2. 復職にあたっての受講義務の有無 | 3. 復職支援プログラムの内容(実施場所を含む。) | 4. 実施時期 | 5. 受講者に対する公費による保険措置 | 6. 復職後の経過観察の内容 | 7. 復職後の経過観察の実施期間 |
|------|--|-----------------------------|--|--|---------------------|---|---|
| 岡山市 | 精神疾患等により休職している岡山市教育委員会の任命に係る県費負担教職員、岡山市立幼稚園に勤務する園長及び教諭並びに岡山市立岡山後楽館高等学校に勤務する校長、教頭、教諭及び養護教諭 | なし(主治医の実施可の判断と該当者への同意により実施) | 学校への在籍時間を徐々に伸ばし、4週目には1日在校できるようにする慣らし勤務で、原則として対象者の所属で行う。 | 原則として、4週間 | 傷害保険と損害賠償保険に加入する | 現在の本人の状況 ・校務分掌及び授業時数 ・職場での状況 ・通院や服薬の状況 ・身体的な状況 ・精神的な状況 ・対人関係 等 所属長の意見 現在の状況を3段階で表してもらう。 | 復職後3か月後と6か月後に「復職後状況報告書」の提出を求めている。 |
| 広島市 | 精神疾患による休職者のうち復職希望者(復職可の診断書が必要) | あり | 勤務校において100時間の学校観察を行う。他の教員の補助的な業務等で少しずつ慣れていき、最終的には授業を行うことを目指す。 | 3週間 | あり | 所属校による健康状態の確認 | 1年間 |
| 北九州市 | 【県費負担教職員】 北九州市立学校教職員(大学は除く)のうち、精神神経系疾患により休職中の職員 【市費負担教職員】 試し出勤の希望を有する病気休職中の職員(試し出勤を行うことで心身の調子を整え、復職に向けて体力や職務において自信をつけることを目的で臨むことができ、かつ、主治医が試し出勤を理解し、主治医から積極的な支援を得ることができる職員) | なし | 【県費負担教職員】 ・学校長は、職員本人・家族・主治医と十分に協議の上、実施計画書を作成し、計画に基づき実施する。 ・実施期間を4つに区分し、段階的に業務を実施する。 ・現職場で実施する。 【市費負担教職員】 ・復職後の業務を踏まえた段階的な訓練(職務に対する責任を負わない) ・職員は管理職、産業医の指導を受け、主治医の助言の下で「実施計画書」を作成し、計画書に基づいて実施 ・現職場で実施 | 【県費負担教職員】 原則として、4週間 【市費負担教職員】 ・開始から概ね2～3か月 ・最終的に終日勤務を1か月程度継続 ・開始から最長で6か月を超えない期間 | なし | 【県費負担教職員】 状況に応じて精神科医面談を実施 【市費負担教職員】 復職後に産業医面談を実施(実施時期は市給与課が調整) | 【県費負担教職員】 精神科医面談の状況により調整 【市費負担教職員】 産業医面談の状況により調整 |
| 福岡市 | 精神系疾患で病気休職中の教育職員(教諭のほか校長、園長、教頭、養護教諭、県費事務職員、栄養職員、常勤講師) | なし | 1 職場復帰訓練 ・所属長は、訓練の実施時期や内容等について休職者の主治医、休職者本人、その家族等と十分に協議し職場復帰訓練実施計画書を作成する。 ・徐々に職場に適應させる必要があることから、それぞれのステップの目標に応じ、原則として実施期間を4程度に区分し段階的に実施する(実施場所:休職者の所属する学校)。 2 復職支援非常勤講師の配置 病気の再発を防止しながら職務遂行能力を円滑に回復させるため、復職から3か月程度非常勤講師を配置する。 3 教職員健康管理専門員の配置 嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、職場復帰訓練に計画・実施に関する助言や復職後の健康管理等に関する助言を行う。 | 原則として、4週間 | なし | 嘱託保健師2名を教育委員会に配置し、復職支援として、復職後6か月間学校訪問による健康管理等の業務を行っている。 | 6か月間 |
| 熊本市 | 熊本市立学校等に勤務する教職員のうち、精神神経系疾患により休職中の者及び精神神経系疾患以外の疾患により休職中の者で精神神経系疾患も併せて患っている者 | なし | 所属する学校において、徐々に休職者を職場に適應させる必要があることから、訓練内容をおおよそ1週間ごとに4段階に分けて実施し、比較的やさしい仕事を経て、徐々に本来の職務内容に近づけるようそれぞれのステップに目標を定め、段階的に訓練を実施する。 | 4週間 ただし、必要に応じて4週間を超えて実施することができる。 | なし | 保健師による電話での状況確認及び必要であれば産業医によるフォロー面接の実施 | 職員の状況に応じて、個別に必要な期間 |